

栃木市職員の懲戒処分等に関する公表基準

1 目的

この基準は、懲戒処分の内容を公表することにより、市政の透明性を高めるとともに、公務員倫理の保持の徹底と不祥事の再発防止を図ることを目的とする。

2 公表する懲戒処分等

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分
- (3) 上記以外の処分で社会的影響等を勘案し、公表する必要がある場合

3 公表する内容

- (1) 原則として公表する内容は次に掲げる項目とする。
 - ア 処分年月日
 - イ 処分内容
 - ウ 事件概要
 - エ 所属部
 - オ 職名
 - カ 年齢
- (2) 既に報道、警察発表等によってその所属名や氏名が明らかになっている場合は、所属名、氏名の全部又は一部についても公表する場合がある。

4 公表の例外

事件の性質上、被害者又はその関係者が公表しないことを求めている場合等、被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、公表内容の一部又は全部を公表しないことができる。

5 公表の時期及び方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、市のホームページへの掲載及び報道機関への発表又は資料提供により行うこととする。

6 適用期日

この基準は、平成22年12月1日から適用する。